

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月27日
【会社名】	ソニーグループ株式会社
【英訳名】	SONY GROUP CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 十時 裕樹
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレートエグゼクティブ 早川 禎彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレートエグゼクティブ 早川 禎彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

2025年6月24日開催の当社第108回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の2の規定により、本臨時報告書を提出するものです。

## 2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

第2号議案 取締役11名選任の件

吉田憲一郎、十時裕樹、Wendy Becker（ウエンディ・ベッカー）、岸上恵子、Joseph A. Kraft Jr.（ジョセフ・クラフト）、Neil Hunt（ニール・ハント）、William Morrow（ウィリアム・モロウ）、此本臣吾、後藤順子、Nora Denzel（ノラ・デンゼル）及び兵頭誠之を取締役に選任する。

第3号議案 Sony Global Employee Stock Purchase Planにもとづく当社米国子会社の役職員向け米国税制適格株式購入プラン導入の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件ならびに決議の結果

① 総議決権の数

議決権を有する株主数 356,027名  
その有する議決権の数 60,235,316個

② 議決権を行使した株主数等

議決権を行使した株主数 104,655名  
(うち 本総会当日出席の株主数 680名)  
その有する議決権の数 50,176,516個〔行使率 83.3%〕  
(うち 本総会当日出席の株主の議決権の数 275,935個〔行使率 0.5%〕)

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	49,952,502個	90,942個	117,011個	99%	可決
第2号議案					
吉田 憲一郎	50,005,593個	38,385個	116,807個	99%	可決
十時 裕樹	50,011,304個	32,646個	116,834個	99%	可決
Wendy Becker	49,957,342個	88,829個	114,613個	99%	可決
岸上 恵子	49,899,101個	143,103個	118,578個	99%	可決
Joseph A. Kraft Jr.	49,740,049個	306,062個	114,665個	99%	可決
Neil Hunt	50,014,753個	31,279個	114,753個	99%	可決
William Morrow	49,995,674個	50,380個	114,729個	99%	可決
此本 臣吾	50,003,023個	40,847個	116,914個	99%	可決
後藤 順子	50,003,657個	40,360個	116,768個	99%	可決
Nora Denzel	50,009,547個	34,713個	116,524個	99%	可決
兵頭 誠之	49,971,418個	72,561個	116,805個	99%	可決
第3号議案	49,942,997個	98,219個	119,545個	99%	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は、次のとおりです。

- ① 第1号議案及び第3号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
  - ② 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
2. 賛成率につきましては、本総会当日出席の株主全員の議決権数を分母に加算して計算しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計することにより、各議案の可決要件を満たしたため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は、賛成率の分母に加算する以外は、集計しておりません。

以 上